

福岡県公報

令和元年十二月十三日
第六十三号
増刊 ①

目次

教育委員会

○教育職員免許状に関する規則の一部を改正する規則（教育庁教職員課）……………一

再掲

○成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の制定に伴う関係規則の整備に関する規則（人事課）……………二

教育委員会

教育職員免許状に関する規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

令和元年十二月十三日

福岡県教育委員会

福岡県教育委員会規則第七号

教育職員免許状に関する規則の一部を改正する規則

教育職員免許状に関する規則（昭和五十三年福岡県教育委員会規則第五号）の一部を次のように改正する。

様式第一号その一を次のように改める。

様式第1号その1（第3条）

教育職員免許状授与申請書			
教育職員免許状交付申請書			
教育職員検定申請書			
教育職員免許状追加申請書			
年 月 日			
福岡県教育委員会 殿			
本籍地	都府	フリガナ	◎
		氏名	
		生年月日	和暦 年 月 日 (西暦)
現住所	〒	電話	
現所属		電話	
私は教育職員免許法第5条第1項第3号から第6号までの規定に該当しないこと及び申請についての虚偽又は不正のないことを宣誓します。			
つきましては、下記免許状の授与交付を申請します。			
新教育領域の追加の定め			
記			
受けようとする免許状の種類	幼小中高義務 栄養特支自立教科等	専修 1種 2種 特別 臨時	教科又は 特別支援 教育領域
受付日付	根拠規定		
		<input type="checkbox"/> 新免許状 (所要資格取得年度 年度) <input type="checkbox"/> 旧免許状	

注)

- 履歴書を添付すること（公立学校の教職員は所属長の奥書証明のあるものでも可）。
- 手数料は、福岡県教育職員免許状関係手数料条例及び福岡県領収証紙条例の定めるところにより納入すること。
- 市町村（中学校組合）立学校の現職者にあつては、政令市教育委員会又は県教育庁教育事務所を經由して提出すること。
- 学校に勤めている場合は、現所属欄に学校名を記入すること。

様式第一号その二を次のように改める。

様式第1号その2(第3条)

教育職員免許状授与申請書(一括申請用)	
年 月 日	
福岡県教育委員会 殿	
申請者	住所 氏名 (自署) ◎
私は、教育職員免許法第5条第1項第3号から第6号までの規定に該当しないことを宣誓し、次の免許状の授与を申請します。	
1 申請する免許状の種類	()
2 教科、特別支援教育領域又は事項	()
3 履歴事項	フリガナ () 氏名 () 生年月日 年 月 日生 () 本籍地 () 県都道府 学歴 () () () () 年 月～ 年 月 () () ()
以上の内容に誤りのある場合は、当該項目下の()内に訂正して下さい。	

この規則は、令和元年十二月十四日から施行する。

附 則

再掲

福岡県公告式条例（昭和二十五年福岡県条例第四十六号）第三条において準用する同条例第二条第二項ただし書の規定により掲示したものを、ここに再掲する。
成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の制定に伴う関係規則の整備に関する規則を制定し、ここに公布する。

令和元年十一月二十九日

福岡県知事 小川 洋

福岡県規則第三十号

成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律

の整備に関する法律の制定に伴う関係規則の整備に関する規則

（福岡県事務委任規則の一部改正）

第一条 福岡県事務委任規則（昭和四十年福岡県規則第二十二号）の一部を次のように改正する。

第七十条第九項第三号ハ中「、後見開始若しくは保佐開始の審判について及び」を「、」に改め、「処せられたこと」の下に「及び心身の故障により業務を適正に行うことができない場合に該当するに至ったこと」を加え、同号ヲ中「第六条第三項」を「第六条第四項」に改め、同号ワ中「第六条第四項」を「第六条第五項」に改め、同号タ中「第八条第三項」を「第八条第四項」に改め、同号レ中「第八条第四項」を「第八条第五項」に改める。

（福岡県立自然公園条例施行規則の一部改正）

第二条 福岡県立自然公園条例施行規則（昭和三十九年福岡県規則第十八号）の一部を次のように改正する。

第十七条の十二を第十七条の十三とし、第十七条の九から第十七条の十一までを一
条ずつ繰り下げ、第十七条の八の次に次の一条を加える。

（条例第二十条第三項第二号の規則で定める者）

第十七条の九 条例第二十条第三項第二号の規則で定める者は、精神の機能の障がいによりその認定関係事務を適確に行うに当たつて必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者とする。

第二十条の四第一号イを次のように改める。

イ 精神の機能の障がいによりその生態系維持回復事業を適正かつ確実に
行うに当たつて必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者

第二十条の五第三項に次の一号を加える。

三 国及び地方公共団体以外の者が、条例第三十三条第三項の認定を受ける場合は、前条第一号イ及びロの規定に該当しないことを説明した書類

（福岡県環境保全に関する条例施行規則の一部改正）

第三条 福岡県環境保全に関する条例施行規則（昭和四十八年福岡県規則第十七号）の

一部を次のように改正する。

第二十二條の三第一号イを次のように改める。

イ 精神の機能の障がいによりその生態系維持回復事業を適正かつ確実に
行うに当たつて必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者

第二十二條の四第二項に次の一号を加える。

三 国及び地方公共団体以外の者が、条例第二十一条の三第三項の認定を受ける場
合は、前条第一号イ及びロの規定に該当しないことを説明した書類

（福岡県動物用医薬品等取締規則施行細則の一部改正）

第四条 福岡県動物用医薬品等取締規則施行細則（平成二十七年福岡県規則第二十七号）の一部を次のように改正する。

第一条中「、ホ（成年被後見人に限る。）」及び「（麻薬、大麻、あへん又は覚醒
剤の中毒者に限る。）」を削り、「麻薬、大麻、あへん又は覚醒剤の中毒者に該当す
ること」を「該当」に改める。

別記様式中「ナからニ」を「ナからイで又はハ」に、

「6 法第5条第3号ホ中成年被後見人に該当の有無」を「6 法第5条第3号に

7 法第5条第3号に該当の有無」に改める。

（福岡県建築士法施行細則の一部改正）

第五条 福岡県建築士法施行細則（昭和二十五年福岡県規則第一百一十号）の一部を次の

ように改正する。

第三条第一項中「戸籍謄本又は戸籍抄本及び後見登記等に関する法律（平成十一年

法律第百五十二号)第十条第一項の登記事項証明書」を「本籍の記載のある住民票の写しその他参考となる事項を記載した書類」に改める。

第八条第一項中「第三号に掲げる場合」を「第二号」に改め、同条第四項中「第八条の二第三号」を「第八条の二第二号」に改め、「(限る。)」の下に「若しくは第二項」を、「においては」の下に「、当該二級建築士又は木造建築士(法第九条第二項の規定により免許を取り消された場合においては、当該二級建築士若しくは木造建築士又はその法定代理人若しくは同居の親族)は」を加え、同項を同条第五項とし、同条第三項を同条第四項とし、同条第二項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 二級建築士若しくは木造建築士又はその法定代理人若しくは同居の親族は、法第八条の二(第三号に係る部分に限る。)の規定による届出をする場合においては、届出書に、病名、障がいの程度、病因、病後の経過、治癒の見込みその他参考となる所見を記載した医師の診断書を添え、これを知事に提出しなければならない。

第九条中「前条第三項」を「前条第四項」に改める。

第十一条の三中「第七条第八条第四項」及び「第七条、第八条第四項」を「第七条、第八条第五項」に改める。

第三十条第一号中「第八条第三項」を「第八条第四項」に改める。

様式第一号を次のように改める。

様式第 1 号 (第 3 条関係)

二級木造建築士免許申請書

私は、**二級木造** 建築士の免許を受けたいので、本籍の記載のある住民票の写しを添え、申請します。

私は、下記事項が事実で、かつ、正確であることを誓います。

年 月 日

福岡県知事 殿

氏名
(署名)

ふりがな 氏名	生年月日	年 月 日	性 別 男 <input type="checkbox"/> 女 <input type="checkbox"/>				
本 籍			写真 1 申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上半身、無背景の縦4.5cm、横3.5cmの写真の裏面に氏名及び撮影年月日を記入し、のりではり付けてください。				
現 住 所	〒		2 はり付けた写真は免許証に転写されます。				
試 験	二級木造 建築士試験の合格時期		年				
	合格年月日	年 月 日	合格番号	第 号			
※ 審 査	1 禁錮以上の刑に処せられたことがありますか。 あるときは、その罪及び刑 あるときはその刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日			ある <input type="checkbox"/> ない <input type="checkbox"/> 年 月 日			
	2 建築士法の規定に違反して、又は建築物の建築に関し罪を犯して罰金の刑に処せられたことがありますか。 あるときは、その罪及び刑 あるときはその刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日			ある <input type="checkbox"/> ない <input type="checkbox"/> 年 月 日			
	3 建築士法第9条第1項第4号又は第10条第1項の規定により一級建築士、二級建築士又は木造建築士の免許を取り消されたことがありますか。 あるときは、その日			ある <input type="checkbox"/> ない <input type="checkbox"/> 年 月 日			
	4 建築士法第10条第1項の規定による業務の停止の処分を受け、その停止の期間中に建築士法第9条第1項の規定により一級建築士、二級建築士又は木造建築士の免許を取り消されたことがありますか。 業務の停止の処分を受けたことがあるときは、その停止期間			ある <input type="checkbox"/> ない <input type="checkbox"/> 年 月 日から 年 月 日まで			
	5 精神の機能の障がいにより二級建築士又は木造建築士の業務を適正に行うに当たつて必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない状態ですか。			はい <input type="checkbox"/> いいえ <input type="checkbox"/>			
免 発 許 証 行	名 簿 登 録	副 申 審 査	欠 格 審 査	合 名 格 簿 照 合	住 民 票 合	領 収 証 紙	※県土整備事務所記載欄
査							責任者(職氏名) 印
※登録番号		※登録年月日		年 月 日	※県土整備事務所受付番号		

(注) 1 数字は算用数字を用い、※欄は記入せず、□のある欄は該当する□の中にし印を付けること。外国の建築士免許を受けた方は、「試験」の欄にその免許の名称、免許者名及び免許の年月日を記入すること。
2 外国籍の者は、市町村長の発行する「住民票の写し(国籍の記載を含む。)」(原本)を添付すること。

様式第七号を次のように改める。

様式第7号(第8条関係)

二級
木造 建築士免許取消届

下記の事由が発生したので、建築士法第8条の2の規定
福岡県建築士法施行細則第8条第4項
により免許取消しの届出をします。

年 月 日

福岡県知事 殿

届出義務者の住所

届出義務者の氏名 印

本人との続柄

免 許 登 録 者	ふりがな 氏 名		生年月日	年 月 日	性 別 男・女
	本 籍				
	現 住 所	〒			
	登録番号	第	号	登録年月日	年 月 日
取 消 事 由	(1) 建築士法第8条の2第1号 (死亡) (2) 建築士法第8条の2第2号 (同法第7条第2号・第3号に該 当) (3) 建築士法第8条の2第3号 (心身の故障) (4) 福岡県建築士法施行細則第8条第4項 (失踪宣告)				
発 生 年 月 日	年 月 日				
摘 要					

- (注) 1 氏名の記載を自署で行う場合においては、押印を省略することができる。
 2 取消事由(1)又は(4)に該当する場合は、戸籍謄本(抄本)を添付すること。
 3 取消事由(3)に該当する場合は、医師の診断書を添付すること。

附則

この規則は、令和元年十二月一日から施行する。ただし、第二条から第四条までの規定は、令和元年十二月十四日から施行する。